

仮名遣い対照表





ち・づ		くわ・ぐわ	助詞はへ・さへ	(例) 1 いへ(家) 2 あらふ(洗)	ワ・イ・ウ・エ・オと発音のはひふへ・ほ(助詞はへ・さへは別欄)				
じ・ず 「ただし、二語の連合」	じ・ず 「ただし、二語の連合」	か・が か・とくわ、か・とぐわ、がとぐわを言い分けて、いる地方は書き分けてもよい。	は・へを本則とする。さえ	1 いえ 2 あらう	わ・い・う・え・お	(昭・21・11)	現代かなづかい		
じ・ず 「ただし、濁る」	じ・ず 「ただし、濁る」	か・が	—	—	—	(昭・17・7)	新字音仮名遣表		
じ・ず 「ただし、二語連」	じ・ず 「ただし、二語連」	「仮名遣改定案」に同	「仮名遣改定案」に同	—	「仮名遣改定案」に同	(昭・6・5)	仮名遣改定案の修正		
じ・ず	じ・ず	か・が	は・へ・さえ	1 いえ 2 あらう	わ・い・う・え・お	(大・13・12)	仮名遣改定案		
「ち・づ」	「ち・づ」	—	は・へ・さへ	1 いえ 2 あらふ	わ・い・う・え・お ただし、活用部分は元のままとする。	国語字音	仮名遣ノ件 (明・41・5)		
「ち・づ」	「ち・づ」	くわ・ぐわ・ただし、くわ・ぐわ・は	—	—	—				
じ・ず 「ただし、二語連」	じ・ず 「ただし、二語連」	か・が	は・へを許容する。	1 いえ 2 あらう	わ・い・う・え・お	(明・38・11)	国語調査委員会答申案		
じ・ず	じ・ず	か・が	わ・え・さえ	1 いえ 2 あらう	わ・い・う・え・お オ列の仮名の下のほは「い」とする。	(明・38・11)	帝国教育会答申案		
じ・ず 「ただし、二語連」	じ・ず 「ただし、二語連」	か・が	わ・え・さえ	1 いえ 2 あらう	わ・い・う・え・お オ列の仮名の下のほは「い」とする。	(明・38・2)	国語仮名遣改定案等(諮問本案)		
じ・ず 「ただし、二語連」	じ・ず 「ただし、二語連」	か・が	は・へ・さへ	1 いえ 2 あらふ	わ・い・う・え・お オ列の仮名の下のほは「い」とする。また、活用部分の元のままとする。	(明・38・2)	同上諮問別案		
じ・ず 「ち・づ」を許容する。	じ・ず 「ち・づ」を許容する。	か・が くわ・ぐわを許容する。	—	—	—	(明・33・8)	小学校令施行規則		

拗音	3 ぢしん (地) (震) (呉音)	2 はなぢ (鼻) (血) (二語連 合)	1 ふぢ (藤) みづ (水)	(例)
や・ゆ・よ なるべく右 下に細書す	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	「同音の連 呼」で濁る ぢ・づは元 のままとす る。また、じと また、じと ぢ・づとづ を言い分け ている地方 では書き分け てもよい。
や・ゆ・よ 必要のある 場合に限り 右下に細書 する。	3 ぢしん	2 (てんぢ 天智)	1 (じく軸)	ぢ・づ、呉 音で濁るぢ は元のままと する。
「仮名遣改 定案」に同 じ。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	合、同音連 呼で濁る ぢ・づ、ま た字音の 連濁で濁る ぢ・づ、呉 音で濁るぢ は元のままと する。
や・ゆ・よ 右下に細書 する。 ただし、 別な場合特 書しなく てもよい。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	
—		2 はなぢ	1 ふぢ みづ	
(拗音の長 音以外に いれず) い。	3 ぢしん	2 (てん 天智)	1 (じく 軸)	
や・ゆ・よを 正則とする 。特に区別 要する場 合、右下に 細書する 。符号を付 けるのを許 容する。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	合、同音連 呼で濁る ぢ・づ、呉 音で濁るぢ は元のままと する。
「や」・ゆ・よ 右下に細書 する。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	
「や」・ゆ・よ 右下に細書 する。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	合、同音連 呼で濁る ぢ・づは元 のままとす る。
「や」・ゆ・よ 右下に細書 する。	3 ぢしん	2 はなぢ	1 ふぢ みず	合、同音連 呼で濁る ぢ・づ、ま たダ行動 詞語尾中の ぢ・づは元 のままとす る。
「や」・ゆ・よ 右下に細書 する。	3 ぢしん	2 (てんじ 天智)	1 (じく軸)	



エ列長音	2 すふ(吸)	1 ゆふだち (夕立)	(例)	ウ列長音		
エ列の仮名にえを付ける。	2 (すう)	1 ゆうだち		ウ列の仮名にうを付ける。		
—				ゆう以外に「は触れていない。」		—
「仮名遣改定案」に同じ。				「仮名遣改定案」に同じ。		
エ列の仮名に「い」を付ける。来語には「い」を付ける。字音には触れない。	2 すう	1 ゆうだち		ウ列の仮名に「う」を付ける。来語には「い」を付ける。		字音には触れない。
—	2 (すふ)	1 (ゆう)だち		—		—
—				ゆう以外に「は触れていない。」		—
エ列の仮名に「い」を付ける。に「い」を付ける。の「い」を正則とし、「い」を許容する。外来語に「い」を正則とし、	2 すう	1 ゆうだち		ウ列の仮名に「う」を付ける。に「う」を付ける。の「う」を正則とし、「う」を許容する。外来語に「う」を正則とし、		を許容する。外来語に「い」を正則とし、「い」を許容する。
エ列の仮名に「い」を付ける。	2 すい	1 ゆいだち		ウ列の仮名に「い」を付ける。		—
エ列の仮名に「い」を付ける。	2 すう	1 ゆいだち		ウ列の仮名に「い」を付ける。活用部分でウ列の仮名に「う」を付ける。		—
エ列の仮名に「い」を付ける。	2 すふ	1 ゆいだち		ウ列の仮名に「い」を付ける。活用部分では元のままとする。		—
—				ゆう以外に「は触れていない。」		—

	現代かなづかい (昭・21・11)	新字音仮名遣表 (昭・17・7)	仮名遣改定案の修正 (昭・6・5)	仮名遣改定案 (大・13・12)	仮名遣ノ件 (明・41・5)	国語調査委員会答申案 (明・38・11)	帝国教育会答申案 (明・38・11)	国語仮名遣改定案等 (諮問本案) (明・38・2)	同上諮問別案 (明・38・2)	小学校令施行規則 (明・33・8)
<p>(例)</p> <p>1 ねいさん (姉)</p> <p>2 せんせい (先生)</p>	<p>1 ねえさん</p> <p>2 (せんせい)</p>	<p>2 (せんせい)</p>		<p>1 ( ? )</p> <p>2 (せんせい)</p>	<p>1 ( ? )</p> <p>2 (せんせい)</p>	<p>1 (ねいさん)</p> <p>2 せんせい</p>	<p>1 (ねいさん)</p> <p>2 せんせい</p>	<p>1 (ねいさん)</p> <p>2 せんせい</p>	<p>1 (ねいさん)</p> <p>2 せんせい</p>	<p>2 (せんせい)</p>
<p>オ列長音</p>	<p>オ列の仮名に「う」を付けるのを本則とする。</p>	<p>オ列の仮名に「う」を付ける。</p>	<p>「仮名遣改定案」に同じ。</p>	<p>オ列の仮名に「う」を、外来語には「ー」を付ける。</p>	<p>オ列の仮名に「う」を付ける。活用部分では元のままとする。</p>	<p>オ列の仮名に「う」を付けるのを正則とし、「ー」を付けるのを許容する。</p>	<p>オ列の仮名に「ー」を付ける。</p>	<p>オ列の仮名に「ー」を付ける。活用部分ではオ列の仮名に「う」を付ける。</p>	<p>オ列の仮名に「ー」を付ける。活用部分では元のままとする。</p>	<p>オ列の仮名に「ー」を付ける。</p>
<p>(例)</p> <p>1 たうげ (峠)</p> <p>2 あそぼう (遊)</p> <p>3 やうす (様子)</p>	<p>1 たうげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 やうす</p>	<p>3 やうす</p>		<p>1 たうげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 やうす</p>	<p>1 たうげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 やうす</p>	<p>1 たうげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 やうす</p>	<p>1 とーげ</p> <p>2 あそぼうー</p> <p>3 よーす</p>	<p>1 とーげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 よーす</p>	<p>1 とーげ</p> <p>2 あそぼう</p> <p>3 よーす</p>	<p>3 よーす</p>
<p>ア列拗音の長音</p>	<p>ア列拗音の仮名にあを付ける。</p>		<p>「仮名遣改定案」に同じ。</p>	<p>ア列拗音の仮名にあ、外来語には「ー」を付ける。</p>		<p>ア列拗音の仮名にあを付ける。</p>				



3 にふもん (入門)	2 ひさしう (久)	1 しうと (舅)	(例)	ウ列拗音の 長音	
3 んにゆうも	2 うひさしゆ	1 しゆうと		ウ列拗音の 仮名に「う」を 付ける。	
3 んにゆうも				ウ列拗音の 仮名に「う」を 付ける。	—
				「仮名遣改 定案」に同 じ。	
3 んにゆうも	2 うひさしゆ	1 しゆうと		ウ列拗音の 仮名に「う」 を、外来語 には「い」を 付ける。	る。 字音には触 いていな
	2 ひさしう	1 しうと		元のままと する。活用部 以外に 分、ワ行の ハ、ワ行の 仮名遣いは 該当規則に よる。	—
3 んにゆうも				イ列の仮名 に「う」を付 ける。	—
3 んにゆうも	2 ひさしう	1 しうと	外来語には イ列の仮名 に「ゆ」が正 則、イ列に 「う」を許容を する。	イ列の仮名 に「う」を付 ける。の正則 とし、イ列 の仮名に 「ゆ」を付 けるのを許 容する。	
3 んにゆうも	2 ひさしゆ	1 しゆうと		ウ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。	—
3 んにゆうも	2 うひさしゆ	1 しゆうと		ウ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。 活用部分で はウ列拗音 の仮名に「う」 を付ける。	—
3 んにゆうも	2 ひさしう	1 しゆうと		ウ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。 活用部分で は元のままと する。	—
3 んにゆうも				ウ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。	—

とを(十)	いふ(言)	3 きやうと (京都)	2 うれふ (憂)	1 けふ(今) 日)	(例)	オ列拗音の 長音							
とお	いう	3 きやうと	2 (うりよ う)	1 きよう		オ列拗音の 仮名にうを 付けるのを 本則とす	(昭・21・11)	現代かなづ かい					
—	—	3 きやうと				オ列拗音の 仮名にうを 付ける。	(昭・17・7)	新字音仮名 遣表					
「仮名遣改 定案」に同 じ。	「仮名遣改 定案」に同 じ。					「仮名遣改 定案」に同 じ。	(昭・6・5)	仮名遣改定 案の修正					
とう	ゆう	3 きやうと	2 (うりよ う)	1 きよう		オ列拗音の 仮名にうを 付ける。 「外來語」 には「い」を 付ける。	(大・13・12)	仮名遣改定 案					
「とお」	いふ		2 うれふ	1 けう		元のままと する。ただ し、活用部 分以外の ハ、ワ行の 仮名遣いは 該当規則に よる。	国語 字音	仮名遣ノ件 (明・41・5)					
—	—	3 きやうと				イ列の仮名 にうを付 ける。							
とう	いう。 ゆいを許容 する。	3 きやうと	2 (うりよ う)	1 きよう		イ列の仮名 にうを付 けるのを 本則とし、 よいを付け るのを許容 する。 外來語には イ列の仮名 によいが本 則、ようを 許容する。	(明・38・11)	国語調査委 員会答申案					
とー	ゆー	3 きよーと	2 (うりよ い)	1 きよー		オ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。	(明・38・11)	帝国教育会 答申案					
とー	いう	3 きよーと	2 うりよう	1 きよー		オ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。 活用部分で はオ列拗音 の仮名にう を付ける。	(明・38・2)	国語仮名遣 改定案等 (諮問本案)					
とー	いふ	3 きよーと	2 (うれふ )	1 きよー		オ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。 「といふ」の つづまは元 「てふ」は元 のままとする。	(明・38・2)	同上諮問別 案					
—	—	3 きよーと				オ列拗音の 仮名に「い」 を付ける。	(明・33・8)	小学校令施 行規則					

撥音	くゑ・ぐゑ	(例)植う	う ユと発音の	ふ (例)教ふ	ふ ユと発音の	(例)仰ぐ	オと発音の ふ	(例)酔ふ	ゑ ヨと発音の	(例)おほき い(大)	オ列の仮名 にほ
ん	—	—	—	—	—	—	あおぐ	—	「よう」	—	おほきい
ん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
じ。定案に同	「仮名遣改 案」に同	—	—	—	—	—	「仮名遣改 案」に同	じ。定案に同	「仮名遣改 案」に同	「仮名遣改 案」に同	「仮名遣改 案」に同
ん	—	—	—	—	—	—	あおぐ	—	よう	—	おうきい
—	—	—	—	—	—	—	あおぐ	—	よふ	—	おうきい
ん	け・げ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ん	け・げ	—	「うゆ」	—	「おしゆ」	—	あおぐ	—	よう	—	おうきい
ん	け・げ	—	—	—	—	—	あおぐ	—	よう (よー?)	—	おーきい
ん	け・げ	—	うゆ	—	をしゆ	—	あをぐ	—	よう	—	をーきい
ん	け・げ	—	うゆ	—	—	—	あをぐ	—	よふ	—	をーきい
ん	け・げ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



解

說



## 解 説

一 明治二十六年 文部大臣井上毅 問目一則(字音仮名遣いに關する諮問)

この「問目一則」は、明治二十六年、文部大臣井上毅が、児童にとって学習するのに難しい歴史的な字音仮名遣いを、普通教育に用いることの可否を、当時の帝国大学文科大学と第一高等中学校に諮問したものである。

ここでは、まず、教育のためには文字の学習をなるべく簡便にする方法を考えなければならぬこと、仮名はその点悉曇(しつたん)(古代インド語の字母)やアルファベットよりもはるかにすぐれた文字であること、しかし、実際には、一方に漢字の音を写すのに古くからその正音に基づく字音仮名遣いというものがあるが、簡便なはずの仮名の学習を困難なものにしていることなどを述べ、普通教育で歴史的な字音仮名遣いを学ばせることの可否を、次のように、問題点五か条を掲げて、諮問している。

一 漢字音を写すために、例えば「様」を「やう」、「要」を「えう」、「用」を「よう」と書き表すような、専門家でなければ精通しにくい特別な仮名遣いを学ばせることは、簡便さ

のゆえに仮名を使うという趣旨に反するものではないか。それならば漢字を書いて済ませておく方がまだよいのではないか。しかも、古くから伝えられた漢字音も、今の中国音から離れており、中に誤りが含まれている可能性もあるとすればなおさらである。

二 漢字音を写すために、例えば「てふ」(蝶)、「はふ」(法)、などと書き、それをチヨウ、ホウと読むのは、漢字音のために自国の仮名の正音を曲げるものというべきではないか。

三 「困ず」を「こうず」、「柑子」を「こうじ」と書くなど、和音化したものの場合、発音のままに仮名を使うのが例となっている。一般の漢字音でも旧来の仮名遣いにこだわる必要はないのではないか。

四 字音仮名遣いといっても、本来存在したはずの「き」と「くゐ」、「け」と「くゑ」などの区別は取り入れられておらず、元々不完全なものではないか。

五 反対に、字音仮名遣いには、「ん」と「む」の区別など、本来存在したかどうか疑わしいものまで取り入れられているのではないか。

この諮問に対して、明治二十七年に、帝国大学文科大学教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鎌三郎の六名から、それぞれ答申が出された。そのうち、普通教育のために字音仮名遣いを簡易化する必要があるとしたのは、三上参次、高津鎌三郎の二名、従来どおりの字音仮名遣いを授けるべきであるとしたのは、黒川真頼、物集高見、落合直文の三名であった。栗田寛は、字音語は漢字で書くことを原則とし、やむを得ず仮名書きにするときは、法によらずに、各自の思うままに書かせるのがよからうとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課刊『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』（明治四十二年一月）によった。

二 明治三十三年八月 文部省令第十四号 小学校令施行規則中教授用新定字音仮名遣いに関する規定

これは、文部省が明治三十三年八月二十一日に出した省令第十四号小学校令施行規則の中の規定で、小学校教育で用いられる歴史的仮名遣いのうち、児童にとって特に学習困難と思われる字音仮名遣いだけを表音的に改めたものである。なお、新旧の仮名遣いの対照表は、施行規則中、その第二号表として掲げられている。

明治三十年代に入ると、国語問題の解決が教育界をはじめ各方面から強く要望された。そうした中で、文部省は、明治三十三年四月、八名の国語調査委員（委員長前島密）を任命し、国語調査の方針を立てるための予備調査を開始した。文部省はまた、同じ年、普通教育を推進する立場から、小学校令が改正されることになったのを機に、小学校教育に用いる文字の簡易化を図ることとし、これについて藤岡勝二、保科孝一、岡田正美の三名の調査立案したものを高等師範学校その他に諮問し、大多数の賛成を得た。そこで文部省は、小学校教育に用いる表音的な字音仮名遣いの新定、仮名と仮名字体の統一、漢字の範囲の設定などを、明治三十三年八月二十一日付けの省令第十四号小学校令施行規則の中で行った。なお、この小学校令改正の趣旨を徹底させるために、文部省は、各道府県に対して、同年八月二十二日、文部省訓令第十号及び同第十一号を出している。

新定の字音仮名遣いの特色は次のとおりである。

- ① 適用を小学校教育だけに限り、中等教育や一般教育には及ぼさない。
- ② 改定を字音仮名遣いだけに限り、国語仮名遣いには及ぼさない。
- ③ 「あ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。
- ④ 「くゑ、ぐゑ」〔券、源〕などを古く「券、源」などと書き表した



ことがあった。)は「け、げ」とする。

⑤ 「くわ、ぐわ」と「か、が」、「ぢ、じ」と「じ、ず」の区別を廃して、「か、が」「じ、ず」に統一する。ただし従来 of 慣例に従ってもよい。

⑥ 拗音ようおんを書き表すには、「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。

⑦ 長音を書き表すには、「ー」を用いる。(例「太郎」たろう「勉強」べんきょう)

⑧ 撥音はっおんの「む」は「ん」とする。

この字音仮名遣いは、明治三十四年四月から、小学校教育で実施された。これについては、実施以来、国語仮名遣いとの関係、長音を書き表す場合の「ー」の使用、中等教育や一般社会における仮名遣いとの関係などが問題となった。そこで文部省は、明治三十八年に国語仮名遣いをも表音的なものに改定する案を作成して国語調査委員会、高等教育会議等に諮問し、更に明治四十一年に別の案をもって臨時仮名遣調査委員会(明治四十一年五月設置)に諮問するなどして、対策に努力した。(本集の三、四、五を参照)しかし、最終的な意見の一致が得られないまま、明治四十一年九月に小学校令施行規則から字音仮名遣いなどに関する規定が削除され、字音の仮名遣いは明治四十三年度の教科書から旧に復することになった。

本集所収の本文は、明治三十三年八月二十一日の「官報」によった。

### 三 明治三十八年二月 国語仮名遣改定案等(国 文部省)

語調査委員会及び高等教育会議への諮問)

これは、文部省が明治三十八年二月国語調査委員会に、更に同年三月高等教育会議に諮問したもので、「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」から成っている。

明治三十三年の字音仮名遣いの改定以来、国語仮名遣いにも同じように学習に困難なものが多いこと、国語仮名遣いが従来のままで字音仮名遣いだけ表音的であることは教育上不便であることなどの理由から、教育者の間で、国語仮名遣いも改定した方がよいとの意見が強かった。そこで、教科書調査委員会(明治三十七年設置)は、国定教科書の修正に際して、仮名遣い問題の解決が先決条件であるとして、国語仮名遣いについて同会のまとめた「国語仮名遣改定案」と、この改定に伴って明治三十三年の字音仮名遣いについて改正が必要になる点をまとめた「字音仮名遣ニ関スル事項」とを文部大臣に報告した。一方、文部大臣官房図書課では、これに対して別に「国語仮名遣改定案」を立案し、教科書調査委員会に提出したが、同会では多数の賛成を得るに至らなかった。そこで文部省は、教科書調査委員会の「国語仮名遣改定案」と「字音仮

名遣ニ関スル事項」とを本案とし、図書課が立案した「国語仮名遣改定案」を別案として、明治三十八年二月に国語調査委員会(明治三十五年三月設置)に、更に同年三月に高等教育会議(文部大臣の諮詢機関、明29・12・18)大2・6・13)に諮問することとした。なお、この案については、ほかに各府県師範学校や帝国教育会(明治二十九年発足の全国的な教育団体)にも諮問し、また知名の文筆家や教育家など四十八名にも意見を求められている。

諮問の「本案」の特色は次のとおりである。

- ① 口語、文語ともに適用する。
- ② 現行の国定小学校教科書大修正の際に実行する。
- ③ 明治三十三年改定の仮名遣いが小学校教育だけに限られていたのに対して、中等教育にも実施する。
- ④ 明治三十三年改定の仮名遣いが字音だけに適用されていたのに対して、字音にも国語にも適用する。
- ⑤ 「お、ゐ、ゑ」は「を、い、え」とする。ただし、ヨと発音する「ゑ」(例「酔ふ」)は「よ」とする。(五十音図も、ア行の「お」は「を」に、ワ行の「ゐ、ゑ」は「い、え」に改める。)
- ⑥ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、を」とする。(助詞「は、へ、さへ」を含む。)ただし、オ列の仮名の次にある「ほ」(例「大きい」)は「ー」とする。

⑦ オと発音する「ふ」(例「仰ぐ」)、ユと発音する「ふ」(例「教ふ」をオシユと発音する場合)、エと発音する「う」(例「植う」をウエと発音する場合)は、それぞれ「を」「ゆ」「ゆ」とする。

⑧ 「くわ、ぐわ」「ぢ、づ」は、「か、が」「じ、ず」とする。ただし、国語の、二語連合、同音連呼で濁る「ぢ、づ」は元のままとする。(例「鼻血」「月月」「縮む」「続く」)

⑨ 拗音を書き表すには「や、ゆ、よ」を右側下に細書する。

⑩ 長音を書き表すには「ー」を用いる(例「峠」)ただし、用言の活用語尾及び助動詞に当たる部分の長音には「う」を用いる。(例「遊ぼう」)

⑪ 撥音の「む」は「ん」とする。

また諮問の「別案」の特色は次のとおりである。

① 「本案」で「わ、い、う、え、を」とするとしたハ行の仮名のうち、「思ふ」のように動詞の活用語尾に現れるもの、また助詞の「は、へ、さへ」に現れるものは、元のままハ行の仮名で書き表すこととした。

② 長音の書き表し方について、「本案」で用言の活用語尾や助動詞に当たる部分の長音は、「う」を用いて「給う」「遊ぼう」などとしたのに対して、これを元のまま「給ふ」「遊ぼう」などとした。

「別案」は、用言の活用語尾、助動詞、助詞などの仮名遣いに変化を及ぼさないことを特徴とする一種の折衷案で、右の①②以外は「本案」と大体同じである。

本集所収の諮問「本案」、同「別案」の本文は、明治三十八年三月二十五日の「官報」によつた。

〔参考一〕 国語調査委員会ニ於ケル文部次官演

述

これは、明治三十八年三月三日に開かれた国語調査委員会で、文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」について、文部次官がその趣旨を説明したものである。

本集所収の本文は、明治三十八年三月八日の「官報」によつた。

〔参考二〕 国語仮名遣改定案並字音仮名遣ニ関

スル説明大要 (高等教育会議における

主任者の説明)

これは、明治三十八年三月二十一日に開かれた第九回高等教育会議の席上、文部省の諮問した「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣ニ関スル事項」(参考)国語仮名遣改定別案」について、主任者が行った説明である。

「国語仮名遣改定案」(本案)については、まず、これが、明治三十三年に改定された字音仮名遣いの精神を国語仮名遣いにも及ぼしたものであるとして、主な条項について具体的な説明を加えている。続いて、今回の案が、明治三十三年の字音仮名遣いと違って、口語にも文語にも適用するものであること、また小学校教育だけでなく中等教育にも適用するものであることについて、説明している。

次に、「国語仮名遣改定別案」について、これが文部省図書課の立案したもので、教科書調査委員会では多数の賛成を得るに至らなかったが、一種の折衷案として参考のために添付した旨説明している。

最後に、「字音ニ関スル事項」に触れ、明治三十三年の字音仮名遣いのうちで今回の改定に伴って改正が必要になった点、またこれを機会に補正を加えることになった点などについて、説明している。

本集所収の本文は、明治三十八年四月十三日の「官報」によつた。

四 明治三十八年十一月  
国語調査委員会

仮名遣諮問ニ対スル答

申

これは、明治三十八年二月文部省が諮問した仮名遣いの改

定案に対して、同年十一月二十一日国語調査委員会の行った答申である。

国語調査委員会では、既に明治三十五年四月以来、字音や国語の仮名遣いの改定について根本的な調査を進めていた。そこへ、明治三十八年二月二十七日に、文部省から「国語仮名遣改定案」等の諮問を受けたので、二十一回の会議を開いて慎重に討議した後、同年十一月二十一日、諮問案の修正案である「国語仮名遣改定案字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案」のほか、「議事及整理上ノ主要ナル事項及新旧仮名遣対照表」を添えて、詳細な答申を行った。なお、これには、この仮名遣い改定を実行するときには「簡易ナル口語文法（本会ニテ目下調査中）及新旧仮名遣対照語彙（文部省図書課ニテ目下調査中）ヲ前以テ若クハ同時ニ御発表相成候様」という希望が付記してある。

国語調査委員会の答申案が諮問の「本案」と相違する点は、次のとおりである。

- ① 諮問案で口語、文語ともに適用するとしているのに対して、答申案では、国語仮名遣いについては口語にだけ適用することとした。なお、小学校における文語教材の取扱いに關しては次の方針によることとした。
- (一) 文語は尋常小学校第三学年の後半から教科書に提出して読み習わせる。

(二) 文語体の文章を書かせることは高等小学校第一学年（今の小学校五年）からとする。

- ② 諮問案で「お」と「を」を「に」に統一したのに対して、「お」に統一した。ただし、助詞の「を」は元のままとした。
- ③ ワ、イ、ウ、エ、オと発音するハ行の仮名について、諮問案で「は」を「を」としたのに対して、「お」とした。また、諮問案で助詞の「は、へ、さへ」を「わ、え、さえ」としたのに対して、「わ、え」を本則とした上で、「は、へ」を許容した。（「さへ」は「さえ」）
- ④ ユと発音する「ふ」、ユと発音する「う」については両案とも同じであるが（「新旧仮名遣対照表第一号甲」を参照）、オと発音する「ふ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。（例「仰ぐ」）
- ⑤ 「ぢ、づ」について、諮問案で国語の二語連合、同音連呼で濁るものを元のままとしたのに対して、国語の二語連合、同音連呼及び字音の連濁で濁る「ぢ、づ」をすべて元のままとし、更に呉音で濁る「ぢ」（例「地震」）も元のままとした。
- ⑥ 拗音、促音の書き表し方について、諮問案で「や、ゆ、よ」「つ」を右側下に細書することとしたのに対して（ただし「つ」については語例中で示してあるだけ）、「や、ゆ、よ」「つ」を細書せず、特に区別を要する場合に細書するか、傍線な

どの符号を施すことを許容した。外来語の場合は右側下に細書するのを正則とした。

⑦ 長音の書き表し方について、諮問案で「ー」を用い、用言の活用語尾と助動詞に当たる部分では「う」を用いるとしたのに対して、「あ、い、う」を用いるのを正則とした(例「遊ぼう」)。「ー」を用いるのを許容した。また、外来語には「ー」を用いるのを正則とし、「あ、い、う」を代用するのを許容した。なお、ウ列の拗音の長音はイ列の仮名に「う」を付けて書き表し(例「舅」)、これに「ー」を用いる場合はイ列の仮名に「ゆ」を付けて書き表す。(例「舅」)

⑧ 「とを」「十」「おほ」「大」「いふ」「言」などの書き表し方について、諮問案でそれぞれ「と」「を」「い」「う」としたのに対して、「とう」「おう」「いう」「ゆー」を許容とした。

(②③⑦を参照)

⑨ 諮問案では触れていないが、「撃」「学」などのようないわゆる入声の字音が促音に変わる場合は、原音のまま書くのを正則とした。ただし、「げつ」「がつ」などのように転じた音に従って書くのを許容した。

文部省の諮問に対しては、この国語調査委員会の答申のほか、各府県師範学校、帝国教育会からも答申があった。(本項の「付一」「付二」を参照) 一方、諮問直後の明治三十八年三月二十四日付けの高等教育会議の答申は、「……重要ノ問題ナ

ルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アラソコトヲ望ム。」(明治三十八年三月二十七日「官報」)というものであった。そこで文部省は、この国語調査委員会の答申を原案として、明治三十九年十二月改めて高等教育会議に諮問したところ、同会議は大多数をもってこの案を可決するに至った。しかし、明治三十八年の文部省の諮問を機に、これに対する賛否両論が世の中に大いに起り、また貴族院の一部に反対意見があったため、政府はこの案を実施に移すことをやめ、更に研究を続けることとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』(明治三十八年十二月)によった。なお、「国語仮名遣改定案ノ修正案」の中で各条にわたって示してある語例は『答申書』の編者の補ったものであること、また、「字音仮名遣ニ関スル事項ノ修正案」は単に「新旧仮名遣対照第一号表字音ノ部ヲ参照スヘキ」ことを付記したものにすぎないので同書では省略してある旨の付記がある。

#### 「付一」 仮名遣ノ諮問ニ対スル府県師範学校

(六十校) 答申ノ梗概

これは、明治三十八年の文部省の仮名遣いに関する諮問に対して府県師範学校の出した答申を、文部省がまとめたものである。答申した学校は六十校で、そのうち仮名遣いの改定

に賛成したものが五十一校、「延期スベシ」「研究ヲ要ス」「改定不可」としたものが合わせて九校であった。なお、改定に賛成した五十一校のうち、諮問の「本案」に賛成のもの二十五校に対し、「別案」に賛成のものが二十四校であったことは、用言の活用語尾の仮名遣いを元のままにしておくことを希望したものが少なくなかったことを示している。(他の二校は「或程度マテハ別案ニ賛成」)

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』(明治三十八年十二月)によった。

〔付二〕 仮名遣ノ諮問ニ対スル帝国教育会ノ答

申

これは、明治三十八年の文部省の仮名遣いに関する諮問に対する帝国教育会の修正意見である。

帝国教育会は、明治三十八年五月五日に前島密、上田万年、芳賀矢一、大槻文彦、保科孝一など三十名を調査委員に委嘱し、八回の討議の後、同年十一月六日付けで答申した。帝国教育会の答申案が諮問の「本案」と相違する点は、次のとおりである。

① 諮問案で口語、文語ともに適用するとしたのに対して、国語仮名遣いについては口語にだけ適用するとした。教科書に用いる文語の国語は従来の仮名遣いにより、文語の作

文には改定仮名遣いによって書くことを許容した。

② 諮問案が「お」と「を」を「を」に統一したのに対して、「お」に統一した。ただし助詞の「を」は元のままとした。

③ オと発音する「ほ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。

④ オと発音する「ふ」は、諮問案で「を」としたのに対して、「お」とした。(例「あ仰ぐ」)なお、諮問案で触れていたユと発音する「ふ」、ユと発音する「う」については、答申案で触れていない。

⑤ 「ぢ、づ」については、諮問案と異なり、例外なく「じ、ず」とした。

⑥ 長音については、諮問案と異なり、例外なく「ー」で書き表すこととした。(例「と峠」「と遊ばー」)

⑦ 「とを」「十」「おほ」「大」「いふ」「言」などの書き表し方について、諮問案でそれぞれ「とー」「をー」「いふ」としたのに対して、「とー」「おー」「ゆー」とした。

なお、帝国教育会は、明治二十九年に組織された、全国的な教育団体で、他の公的機関とは性格を異にするが、同会の仮名遣い案は、明治三十八年の文部省の諮問に対する答申案であり、また例外を少なくして表音主義に徹した典型的な案として、参考の価値あるものと考えて、本集に収録することとした。

本集所収の本文は、文部大臣官房図書課『仮名遣諮問ニ対スル答申書』（明治三十八年十二月）によった。

五 明治四十一年五月 仮名遣ノ件（臨時仮名遣調査委員会）

文部大臣 査委員会への諮問

この「仮名遣ノ件」は、文部省が明治四十一年五月二十九日に臨時仮名遣調査委員会に諮問したもので、「第一章字音仮名遣ニ関スル事項」、「第二章国語仮名遣ニ関スル事項」と「理由書」から成っている。

明治三十八年十一月に答申された国語調査委員会の仮名遣い案は、翌三十九年十二月の高等教育会議で可決されたが、貴族院の一部などに反対意見があったため、政府はそれを実施に移すに先立って更に研究することとし、そのために明治四十一年五月二十三日臨時仮名遣調査委員会を設置した。文部省がこの委員会に諮問した「仮名遣ノ件」は、文部大臣官房図書課で文部書記官渡部董之介などが起案したものである。その特色は次のとおりである。

① 「本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノ」とした。この許容案的取扱いは、先の、「文法上許容スヘキ事項」（明治三十八年）の例にならったもので、仮名遣いの取扱いとしては最初の試みである。

② 発表の形式は勅令による見込みである。

③ 中等教育にも実施する。

④ 文語、口語ともに適用する。

更に字音については、

⑤ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。

⑥ 「くゑ、ぐゑ」は「け、げ」とする。

⑦ 長音については、ウ列長音はウ列の仮名に「う」を付け（例「櫻」）、オ列長音はオ列の仮名に「う」を付け（例「入」）、ウ列拗音の長音はイ列の仮名に「う」を付け（例「入」）、オ列拗音の長音はイ列の仮名に「よう」を付けて（例「京」）表す。また、国語については、

⑧ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「ゐ、ゑ」は元のままとし（例「率ある」）、「ゑふ」（醉）の「ゑ」は「よ」とする。

⑨ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、用言の活用語尾中の「は、ひ、ふ、へ」（例「洗ふ」）、助詞の「は、へ、さへ」及び副詞の「なほ」は元のままとする。

⑩ オと発音する「ふ」は「お」とする。

⑪ 長音については、ア列の仮名に「ふ」「う」が付く場合とオ列の仮名に「ほ」が付く場合はオ列の仮名に「う」を付けて書き表し（例「扇」↓「扇」、「峠」↓「峠」、「通る」↓「通る」）、それ以

外は元のままとする。ただし、活用部分以外のハ、ワ行の仮名遣いは⑧⑨に従う。(例「今日」)

この案は、大体、国語調査委員会の答申案を基礎にしているが、答申より国語仮名遣いの改定の範囲を縮小したものであるといえる。

諮問を受けた臨時仮名遣調査委員会は、明治四十一年六月五日から七月三日までに、五回の委員会を開いたが、その間に意見を述べた委員のうち、大槻文彦、芳賀矢一、矢野文雄、伊知地彦次郎は、大体、仮名遣い改定に賛成し、森林太郎、伊沢修二、藤岡好古、曾我裕準は反対であった。しかし、明治四十一年七月西園寺内閣(文部大臣牧野伸顯)が総辞職し、桂内閣(文部大臣小松原英太郎)にかわった後、同会は一度も開会されずに、同年十二月、調査未了のまま廃止された。一方、同年九月七日に、文部省は訓令第十号を出して、「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定を削除」した。(本項の「付」を参照)

なお、文部省は、翌四十二年一月、『臨時仮名遣調査委員會議事速記録』を刊行して、同会における議事の詳細を明らかにした。

本集所収の本文は、右の文部大臣官房図書課『臨時仮名遣調査委員會議事速記録』によった。次の「参考一」「参考二」も同様である。

〔参考一〕 明治四十一年五月二十九日臨時仮名

遣調査委員会委員長及委員文部大臣  
官邸ニ参集ノ際ニ於ケル牧野文部大  
臣ノ演説筆記

これは、明治四十一年五月二十九日の臨時仮名遣調査委員会で、同年五月文部省の諮問した「仮名遣ノ件」の趣旨について、文部大臣牧野伸顯が行った説明である。

〔参考二〕 臨時仮名遣調査委員会における文部  
書記官の説明

これは、明治四十一年六月五日に開かれた第一回臨時仮名遣調査委員会で、同年五月文部省の諮問した「仮名遣ノ件」の趣旨について、文部書記官兼臨時仮名遣調査委員会主事渡部董之介が行った説明である。

今回の諮問案が、明治二十六年の「問目一則」、同三十三年の小学校令施行規則の「字音仮名遣」、同三十八年の「国語仮名遣改定案」などと同じく、普通教育のために仮名遣いのできるだけ簡便なものにしたいという精神からまとめられたものであること、ただし、改定の範囲を従来の諸案より縮小し



て、できるだけ漢字仮名交じり文の場合に漢字で隠れる部分の仮名遣いに限ろうとしたものであること、更に、全体を許容案の扱いとし、新旧の両仮名遣いを並立させて国民に選択を任せようとしたものであることなどが述べられている。

なお、次期国定教科書は新仮名遣いによる予定である旨の付言がある。

〔付〕 明治四十一年九月 小学校令施行規則中教  
文部省訓令第十号

授用仮名及び字体、字音仮名遣い並びに  
漢字に関する規定削除の趣旨

この文部省訓令第十号は、明治四十一年九月七日、文部大臣小松原英太郎が、明治三十三年八月二十一日付けの文部省令第十四号小学校令施行規則から「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除」したものである。

これによって、明治三十四年以来小学校教育で実施されてきた表音的字母仮名遣いは廃止されることになった。なお、文部省は、教育の場における混乱を避けるために、同じ訓令第十号の中で、それまでの表音的字母仮名遣いを許容するなど教育上の配慮が必要であることを述べるとともに、同月十

二日、「小学校令施行規則中教授用仮名及字体、仮名遣等ニ関スル規定削除ニ付教授上ノ注意事項」を、各県と各高等師範学校に対して通達した。

この結果、仮名遣い問題の解決は将来に持ち越されることになり、明治四十三年度から使用された第二期国定教科書の「尋常小学校読本」では、字音、国語とも歴史的仮名遣いが用いられた。

本集所収の本文は、明治四十一年九月七日の「官報」によつた。

六 大正十三年十二月 臨時国語調査会  
仮名遣改定案

この「仮名遣改定案」は、臨時国語調査会が、大正十三年十二月二十四日の第四回総会で全員一致で可決した表音的仮名遣いである。

前項で見ると、明治四十一年の文部省訓令第十号で小学校教育に用いる仮名遣いなどが元にもどり、臨時仮名遣調査委員会も明治四十一年に廃止された。一方、国語調査委員会も、大正二年、行政整理のため廃止されたが、これらは問題の解決を将来に延ばしたもので、仮名遣いなどの問題がこれで打切りになったわけではなかった。その後、文部大臣の諮問機関である教育調査会及び貴族院・衆議院からの建議に

基づいて、大正五年に文部省内に国語調査室が置かれ、更に大正十年に国語審議会の前身ともいえる臨時国語調査会が設置された。この臨時国語調査会が、「仮名遣改定主査委員会」を設けて立案し、大正十三年十二月の総会で可決したものが「仮名遣改定案」である。

なお、これには、大正十五年五月十二日に発表された「補則」〔外国語の写し方〕があり、更に、「仮名遣改定案」発表後の世の批評にこたえて昭和六年五月に出された「仮名遣改定案に関する修正」がある。(本項の「付一」「付二」を参照)

「仮名遣改定案」(大正十三年案)は、「趣旨」「凡例」「国語仮名遣改定案」(通則十か条、本文二十三項目、新旧仮名遣対照表)及び「字音仮名遣改定案」(通則七か条、本文二十七項目、新旧仮名遣対照表)からなっている。

その特色は次のとおりである。

- ① 大体東京語の発音を基としたが、地方のものも考慮して整理した。
- ② 字音、国語ともに表音的にした。
- ③ 主として現代文(口語・文語とも)に適用する。
- ④ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。ただし、助詞の「を」を除く。
- ⑤ ワ、イ、ウ、エ、オと発音する「は、ひ、ふ、へ、ほ」は「わ、い、う、え、お」とする。ただし、助詞の「は、へ」を

除く。(助詞の「さへ」は「さえ」とする。)

- ⑥ オと発音する「ふ」は「お」とする。(例「あお仰ぐ」)
  - ⑦ 「くわ、ぐわ」と「ぢ、づ」はすべて「か、が」「じ、ず」とする。
  - ⑧ 拗音を書き表すには「や、ゆ、よ」を、促音を書き表すには「っ」を、それぞれ右側下に細書する。ただし、特別の場合に限り細書しなくてもよい。
  - ⑨ ア列、イ列、ウ列、エ列、オ列などの長音は、それぞれの列の仮名に「あ、い、う、い、う」を付けて書き表す。ア列拗音、ウ列拗音、オ列拗音などの長音は、それぞれの仮名に「あ、う、う」を付けて書き表す。ただし、外来語には「ー」を付けて書き表す。
  - ⑩ 固有名詞やその他特殊の事情のあるものは、しばらく従来のとおりとする。ただし、なるべくこの案の仮名遣いによる。
  - ⑪ 外来語の表記は別に定める。
  - ⑫ 用例のまれなものは改定案から除いたが、「新旧仮名遣対照表」によって類推するものとする。
- 文部省は、この「仮名遣改定案」を昭和八年度から使用の新教科書に採用する方針であったが、世論の反対等もあって、結局採用されないまま終わった。
- なお一方で、朝鮮その他の外地の初等教育における日本

語教育で、歴史的仮名遣いを教える一つの段階として、大體、表音的仮名遣いが採用され、また、陸軍省が、日華事變の経験から、兵器の名称や用字用語の簡易化のために、昭和十六年三月「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規定中改正ノ件陸軍一般へ通牒」(「兵器ニ関スル仮名遣要領」)を發して、兵器の仮名遣いを字音、国語ともに臨時国語調査会の「仮名遣改定案」によることとしたなどがあった。

本集所収の本文は、臨時国語調査会『仮名遣改定案』(大正十三年十二月)によつた。

#### 〔参考〕 仮名遣改定案について

これは、「仮名遣改定案」を「官報」に發表するに当たつて、臨時国語調査会委員安藤正次が加えた説明である。本文は、大正十四年一月二十八日、同二月十八日、同二月二十五日、同三月四日の「官報」附録に分けて掲載された。

本集所収の本文は、右の「官報」附録によつた。ただし、説明文中に分けて發表されている「仮名遣改定案」の本文は、本集別項との重複を避けて、すべて省略した。

なお、大正十三年十二月に臨時国語調査会から出された冊子『仮名遣改定案』の本文と「官報」のものとはほとんど同じであるが、「官報」のものには、国語、字音「新旧仮名遣対照表」

がともになく、また「字音仮名遣改定案」の部分の字例に片仮名の振り仮名が付けられていない。

#### 〔付一〕

大正十五年五月  
臨時国語調査会  
改定案補則)

外国語の写し方(仮名遣

この案は、臨時国語調査会が、日常一般に用いられている日本語化した外国語の写し方をまとめ、「仮名遣改定案補則」として、大正十五年五月十二日の「官報」附録に發表したものである。

これは、例えば従来「キ」「ウキ」「ウイ」で書き表されているものを「ウイ」と書き、従来「ジ」「ヂ」で書き表されているものを「ジ」と書くこととしたことなど五項から成っている。

なお、外来語の書き表し方については、昭和二十九年三月に国語審議会が報告した「外来語の表記」がある。

本集所収の本文は、大正十五年五月十二日の「官報」附録によつた。

#### 〔付二〕

昭和六年五月  
臨時国語調査会  
修正

仮名遣改定案に関する

この修正案は、臨時国語調査会が、大正十三年十二月に

「仮名遣改定案」を発表して世の批評を求めた結果、「ぢ」「づ」の仮名の扱いに除外例を設ける必要を認めて、昭和六年五月に発表したものである。

この結果、この「改定案」では、国語の二語連合、同音連呼で濁る「ぢ」「づ」(例「鼻血」はなぢ「月月」つきつき「縮む」ちぢむ)、字音の連濁で濁る「ぢ」「づ」(例「連中」れんちゆう「融通」ゆうつう)、更に呉音で濁る「ぢ」(例「地震」ちしん)を元のまま「ぢ」「づ」で書き表すことに改められた。

本集所収の本文は、昭和六年六月三日の「官報」附録によつた。

## 七 昭和十七年七月 国語審議会 新字音仮名遣表

この「新字音仮名遣表」は、国語審議会が、昭和十七年七月十七日文部大臣に答申した表音的な字音仮名遣いである。

臨時国語調査会に代わって、昭和九年に文部大臣の諮問機関である国語審議会が設置されたが、同審議会は、昭和十四年三月十四日の第四回総会で、昭和十年の文部大臣の諮問事項「仮名遣ノ改定ニ関スル件」の審議を進めることにし、増田義一を委員長とする主査委員会を発足させた。主査委員会は、十回の会議を重ねて「字音仮名遣整理案」を作成し、昭和十七年六月十七日の第六回総会に中間報告した。そこで同審議会は、「字音仮名遣整理案」に対する学校、新聞社、学会な

どの意見を聞いたのち、同年七月十七日の第七回総会で、「新字音仮名遣表」として全員一致で可決した。

「新字音仮名遣表」は、「趣旨」「備考」「新旧字音仮名遣対照表」と「本文」(二十六か条)からなっている。

その特色は次のとおりである。

① 字音の仮名遣いを現代語音によって整理したものである。

② 字音を書き表すすべての場合に用いることを原則とするが、原文の仮名遣いによる必要のあるものや変更し難いものは除外する。

③ 各官庁や一般社会で使用される字音仮名遣いの基準を示したものである。

④ 「ゐ、ゑ、を」は「い、え、お」とする。

⑤ 「くわ、ぐわ」は「か、が」とする。

⑥ 「ぢ、づ」は「じ、ず」とする。ただし、連濁で濁る「智」(例「入智慧」いれちえ)「茶」(例「茶飲茶碗」ちやのみちやわん)「中」(例「連中」れんちゆう)「通」(例「融通」ゆうつう)、及び呉音で濁る「地」(例「地震」ちしん)「治」(例「療治」りょうち)などの仮名遣いは元のままとする。

⑦ 拗音は「や、ゆ、よ」で、促音は「っ」で書き表すが、必要のある場合に限り細書する。

⑧ 長音は「ー」でなく「う」を付けて書き表す。(例「様」さま「入」いれ)「京」きやう。なお「いふ」は「ゆ」の長音として「ゆう」とする。(

答申を受けた文部省は、「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合せ事項」(昭和十六年二月二十五日)に基づいてこれを閣議にはかるために、各省庁に意見を聞くなどしたが、結局、この案も実施されるに至らなかった。

本集所収の本文は、国語審議会『新字音仮名遣表』(昭和十七年七月)によった。

八 昭和二十一年十一月  
内閣訓令第八号・内閣告示第三十三号 現代かな

づかい

この「現代かなづかい」は、昭和二十一年十一月十六日、政府が内閣訓令第八号及び内閣告示第三十三号で公示したものである。

戦後、国語審議会は、まず漢字整理に取り組むこととなったが、それに伴って仮名遣いの改定を急ぐ必要があることを認め、安藤正次を委員長とする仮名遣いに関する主査委員会を設けた。主査委員会は、昭和二十一年六月十一日から同年九月十一日までに十二回の委員会を開き、それまでに発表された仮名遣い諸案を参考にして「現代かなづかい(案)」を作成し、同年九月二十一日の同会第十一回総会に報告した。同会は、これを賛成五十三名、反対五名で可決し、文部大臣に答申することとした。

答申を受けた文部大臣は、昭和十六年の閣議申合せに従って、各省庁の意見を聞いた上、この案を昭和二十一年十一月十二日の閣議にはかった。政府は、これを採用し、答申の内容に実質的な変更を加えることなく、「当用漢字表」と同日付けで、昭和二十一年十一月十六日に、内閣訓令第八号及び内閣告示第三十三号で公示した。

内閣訓令第八号は、「現代かなづかい」を告示した趣旨を述べ、各官庁での使用と各方面に使用を勧めることを希望したものである。

内閣告示第三十三号は、「現代国語の口語文を書きあらわすかなづかいを、次のように定める」として、「現代かなづかい」の本文を示したものである。

「現代かなづかい」は、まえがき(三項目)、新旧仮名遣対照表(一〜四)、細則(三十三か条)、備考(十か条)から構成されている。

その特色は次のとおりである。

- ① 大体現代語音に基づいて現代語を仮名で書き表す場合の準則を示したものである。
- ② 主として現代文のうち口語体のものに適用する。
- ③ 原文の仮名遣いによる必要のあるもの、又はこれを変更しがたいものは除く。
- ④ 従来の諸案と違って、字音仮名遣いと国語仮名遣いをま



〔参考一〕 「現代かなづかい」に関する主査委員

長報告

これは、国語審議会仮名遣いに関する主査委員長安藤正次が、昭和二十一年九月二十一日の国語審議会第十一回総会で、主査委員会の経過と審議の結果の報告である。

この報告は次の五項からなっている。①主査委員会の組織 ②仮名遣いに対する委員会の考え方、態度、処理の方針 ③「現代かなづかい」の表記の通則 ④「現代かなづかい」の細目 ⑤文部省に対する要望

本書所収の本文は、前記国語審議会第十一回総会で配布された謄写刷りのものによった。

〔参考二〕

昭和二十三年三月  
文部省

現代かなづかいの

要領

これは、「現代かなづかい」普及用の資料として、文部省が、告示の内容を簡単なものに編み直して、昭和二十三年三月に発表したものである。

本集所収の本文は、文部省『<sup>五十</sup>音順当用漢字音訓表』(昭和二十

三年三月)に付録として載せられたものによった。

〔付〕 昭和三十一年七月  
国語審議会報告

正書法について

これは、国語審議会が昭和三十一年七月五日の第三十二回総会で可決し、文部大臣に提出した報告で、「現代かなづかい」公示後「現代かなづかい」を適用する上で問題となった諸点について、どのような考え方をしたらよいかを述べたものである。

「現代かなづかい」は、大体現代語音に基づいて定めたものであるが、例えば、「二語の連合」及び「同音の連呼」で濁る「ぢ」「づ」の書き方、助詞「は」「へ」「を」の書き方、オ列長音をめぐる「おう」「おお」の書き方、「言う」の書き方など、適用上迷いやすい部分を含んでおり、それがしばしば教育上その他で問題となった。国語審議会は、昭和三十一年改めてこれらの点を検討した結果、新たに正書法の立場から語意識を取り入れることによってそれら諸点の妥当性が説明できるといふ結論を得た。この報告は、その時の審議の結果をまとめたものである。

本集所収の本文は、文部省『国語審議会報告』(昭和三十一年一月)所収のものによった。





国語施策沿革資料 1  
仮名遣い資料集(諸案集成)

---

昭和55年3月31日

編集・発行 文 化 庁  
(文化部国語課)

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

印刷者 大蔵省印刷局

郵便番号 107

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号

(03) (582) 4411

---